横浜市神奈川区台町 13 番地の 8 シュリーヒルズ横浜 203 号

望月行政•社劳士事務所

TEL (045) 313 - 6188 FAX (045) 313 - 6177

http://homepage2.nifty.com/OfficeMochizuki/

任意継続(政府管掌健康保険の任意継続)

任意継続のための条件

- ①2ヶ月以上被保険者であること
- ②退職日より20日以内にご自分でお手続きしていただけること お手続の内容は、住所地の社会保険事務所に行き、任意継続の申請をし て、1ヶ月~2ヶ月分の保険料を支払うことです。
- ③就職するか、2年経過するまで途中ではやめられないことをご承知いただくこと
- ④毎月の保険料は、直接納付することと、納付が1日でも遅れると資格を喪失する ことをご承知いただくこと



政府管掌健康保険を任意継続する

保険料はどうなるのか?

現在の標準報酬月額から2段階まで引き下げることが可能ですが、その標準報酬月額から計算される 保険料の事業主負担分も合わせて本人負担分になります。つまり、現在の健康保険料のほぼ2倍の金額 になるということです。ただし、標準報酬月額には上限額280千円があります。

具体的には、	あなたの標準報酬月額	千円→	現在の保険料	
			¥	円
	二段階下げた時の標準	報酬月額から計	算する任意継続保	:険料
			¥	円

国民健康保険の保険料は、それぞれの地方公共団体により多少の差はあるものの、税額により計算され、たいていの場合、国民健康保険が安いです。(地方公共団体によっては、そうでないこともあります)

●保険料年額の計算方法(平成17年8月24日現在)

	所得割	均等割	世帯均等割
横浜市	前年市民税額	被保険者一人につき	0 円
医療分(+介護分)	×3.27(4.03)円	42,580 円 (55,310 円)	011
川崎市 医療分(十介護分)	当年市県民税額 ×2.68(3.35)円	加入者(扶養者含む)一人につき 17,270円(22,366円)	23,440 円 (28,371 円)

年金はどうなるのか?

厚生年金保険は任意継続できません。退職後、役所に退職の証明書を持って行き、国民年金加入の手続きをします。

現在の国民年金保険料 ¥13,580円/月(平成17年8月24日現在)